

役員報酬等の支給基準について

【地方独立行政法人法（抜粋）】

（役員報酬等）

第48条 <省略>

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 <省略>

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

※上記の規定は、法第56条の規定により一般地方独立行政法人に準用される。

1 役員報酬等の決定手続き

- (1) 法人が、役員報酬等の支給基準を定める。
- (2) 法人は、(1)の支給基準を設立団体の長に届け出る。
- (3) 設立団体の長は、(1)の支給基準を評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、(1)の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に意見を申し出ることができる。

(1) 支給基準の策定

